

2025年9月25日

各 位

会 社 名 協 立 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 西 信 之
(コード：6874 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 平井 伸太郎
電 話 0 5 4 - 2 8 8 - 8 8 9 9

事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）に基づく自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年10月24日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式18,200株
(3) 処分価額	1株につき2,540円
(4) 処分価額の総額	46,228,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役（※） 7名 16,200株 当社の執行役員 5名 2,000株 （※）社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年8月27日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、当社は、2024年9月26日開催の第66期定時株主総会において、（i）本制度に基づき、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の対象期間は、2024年7月1日から2025年6月30日までとする。）中における、当社取締役会にて設定した数値目標の達成成否に応じて、当社の普通株式について、対象取締役が発行又は処分を受けること、（ii）これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年1万株以内（当社が2025年7月1日付けで実施した当社普通株式の株式分割による調整後は年2万株以内）、支給する金銭報酬債権の額は年額4千5百万円以内とすること、並びに、（iii）譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

上記のとおり対象取締役に対する事後交付型業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを受けて、当社の執行役員（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象者」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

このたび、本自己株式処分に係る評価期間（2024年7月1日～2025年6月30日）が終了し、評価期間中の数値目標であります連結経常利益 26 億円を達成することができましたので、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づいて、対象取締役7名及び対象執行役員5名に対し、当社の普通株式合計 18,200 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

本制度の概要は以下のとおりです。

＜本制度の概要＞

本制度は、対象者に対し、評価期間中の数値目標の達成成否に応じて、対象者に対して、評価期間終了後に、金銭報酬債権（執行役員の場合は金銭債権。以下同じ。）を支給し、対象者から現物出資財産として当該金銭報酬債権の全部の払込を受けることにより、当社の普通株式の発行又は処分をし、かつ、発行又は処分をした株式に一定期間の譲渡制限を付するものです。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

本割当契約の概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2025年10月24日（割当日）から当社の取締役の地位を喪失する日まで（執行役員については、取締役、監査役又は従業員の地位をいずれも喪失する日まで）の間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除

当社は、対象者が、本払込期日から 2026 年6月期に係る当社の半期報告書が提出されるまでの間、継続して、当社の取締役の地位（執行役員については、取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象者が上記期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を（執行役員については、取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も）喪失した場合、必要に応じて合理的に調整する数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点以降の必要に応じて合理的に調整する時期において、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年9月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,540円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上